

報 道 資 料

令和4年4月1日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第265号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第345号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和4年3月31日
- ◎ 実施機関：文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：ア 平成30年1月27日付け復命書（用務：1 図書館システム管理用務 図書館システム更新カスタマイズ内容の調整・確認、2 電子図書館構想用務 ○○大学図書館貴重書庫デジタルアーカイブでのI I I Fの実装状況調査）
イ 平成30年1月14日付け復命書（用務：1 岩波文庫創刊90年記念イベント 岩波文庫から日本文化を考える連続対談 第三部のネット中継の実施（理化学研究所）、2 電子図書館構想用務 まほろばデジタルライブラリー次期システム調整（株式会社○○○○））
ウ 平成29年9月26日付け復命書（用務：図書館システムへのマイナンバーカード利用アプリ事例調査）
エ 平成29年9月2日付け復命書（内容：【特別展】京都市美術館名品展 美人画100年の系譜 美の継承－万葉日本画へ続く流れ オープニングイベント）
オ 平成29年4月21日、5月23日及び7月7日付け復命書（用務：平成29年度新任課長級研修）
カ 平成29年7月1日付け復命書（用務：筑波大学での図書館業務システムL I M E D I Oの運用状況調査）
キ 平成29年6月8日付け復命書（用務：1 岩波文庫創刊90周年記念イベント・連続対談第1回「私と岩波文庫」のネット中継の実施（岩波文庫）・1/12連続対談の事前調整、ネット環境確認（理化学研究所）、2 電子図書館構想用務・図書館情報館システム→まほろばデジタルライブラリー連携調（株式会社○○○○、株式会社○○○○）、県内図書・雑誌共同活用システムの構築・調整）
ク 全国公文書館長会議、館長等意見交換会（6/8）、実務担当者意見交換会及び「国際アーカイブズの日」記念講演会（6/9）に係る復命書
ケ 平成29年7月2日付け復命書（内容：国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会（6/29）、全国公共図書館協議会総会及び研究集会（6/30））
コ 近畿公共図書館協議会第1回理事会、総会・講演会（平成29年7月13日開催）に係る復命書
サ 近畿公共図書館協議会第2回理事会（平成30年2月16日開催）に係る復命書
シ 平成30年2月9日付け復命書（用務：学校図書館を活用した授業のあり方等にかかる研修アドバイザー）
ス 平成29年12月1日付け復命書（用務：平成29年度 関東・甲信越静地区図書館別研修 第2日目講義出講及び受講）
セ 平成29年11月9日付け復命書（用務：1. 第19回図書館総合展 第1日目・第2日目（パシフィコ横浜）、2. 当館への寄贈図書館情報館受領式（東京日本橋 奈良まほろば館））
ソ 平成29年8月19日付け復命書（用務：平成29年度全国書誌データ・レファレンス協同データベース利活用研修会）
タ 平成29年6月25日付け復命書（用務：ビブリオバトル・オブ・ザ・イヤー2017授賞式及び交流会）
チ 平成29年7月12日付け復命書（用務：平成29年度 新任課長補佐研修）
ツ 平成30年1月20日付け復命書（用務：第15回日本古典籍講習会）
テ 平成29年12月7日付け復命書（用務：これからの学術情報システムに関する意見交換会2017）
ト 平成29年11月11日付け復命書（用務：平成29年度漢籍担当職員講習会（中級））
ナ 平成29年10月15日付け復命書（用務：平成29年度 新規採用職員研修（後

- 期))
- ニ 平成29年9月23日付け復命書(用務:知的障害の方のための読書支援サポート講座 第1回)
 - ヌ 平成30年3月14日付け復命書(用務:第21回 常民文化研究講座 古文書修復実習)
 - ネ 平成30年3月7日付け復命書(用務:平成29年度大阪府立中之島図書館ビジネス支援サービス入門講座)
 - ノ 平成30年2月9日付け復命書(用務:平成29年度 図書館地区別研修(近畿地区))
 - ハ 平成30年1月19日付け復命書(用務:平成29年度 奈良県図書館協会公共図書館部会県外実地研修会)
 - ヒ 平成29年12月23日付け復命書(用務:全史料協 近畿部会 第142回例会)
 - フ 平成29年12月12日付け復命書(用務:平成29年度資料デジタル化研修)
 - ヘ 平成29年11月28日付け復命書(用務:2017年度中堅職員ステップアップ研修)
 - ホ 平成29年11月24日付け復命書(用務:平成29年度 障害者サービス担当職員向け講座、障害者サービス担当職員向け講座・実習)
 - マ 平成29年11月11日付け復命書(用務:第43回 全史料協全国(神奈川相模原)大会及び研修会)
 - ミ 平成29年11月10日付け復命書(用務:第19回図書館総合展)
 - ム 平成29年11月21日付け復命書(用務:平成29年度アーカイブズ・カレッジ短期コース)
 - メ 平成29年11月4日付け復命書(用務:平成29年度契約事務基本研修)
 - モ 平成29年10月1日付け復命書(用務:平成29年度図書館等職員著作権実務講習会)
 - ヤ 平成29年10月8日付け復命書(用務:平成29年度新規採用職員指導担当者フォローアップ研修)
 - ユ 平成29年10月4日付け復命書(用務:平成29年度アーカイブズ研修I I I (前期期間))
 - ヨ 平成29年9月14日付け復命書(用務:平成29年度アーカイブズ研修I)
 - ラ 平成29年8月27日付け復命書(用務:平成29年度歴史文化資源説明力向上研修会(第1回))
 - リ 平成29年8月6日付け復命書(用務:L I M E D I O Seminar 2017 in 大阪)
 - ル 平成29年7月12日付け復命書(用務:情報セキュリティ研修)
 - レ 平成29年6月29日付け復命書(用務:障害者の職場実習の受入に関する基礎的講義)

◎ 諮問に係る処分と理由

- 決定:一部開示決定
- 不開示部分:個人(公務員(新規採用職員及び非常勤嘱託職員を除く)を除く)の氏名、印影及びアカウント
- 不開示理由:条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

※審査請求の対象は、対象文書の特定及び上記不開示部分のうち、個人の氏名及び印影のみ。

◎ 審査会の結論:実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由:

1 本件行政文書について

実施機関では、服務規程第11条第3項の規定に基づき、公務のため旅行を命ぜられた職員が、当該旅行から帰庁したときは、原則として復命書を提出し、復命を行うこととされている。

本件行政文書は、図書館情報館の職員に係る平成29年4月分を除く平成29年度分の復命書であり、図書館職員を対象とした研修会等に参加した非常勤嘱託職員の氏名及び印影並びに新規採用職員研修に参加した新規採用職員の氏名及び印影等が記載されている。

2 行政文書の特定について

審査請求人は、本件行政文書には「詳細は添付資料のとおり」等の記載があるが、当該記載に対応する添付資料が添付されていない復命書が散見され、本件行政文書以外に復命書の添付資料が存在する旨主張しているのに対し、実施機関は本件行政文書以外に本件開示請求に対応する文書は存在しない旨主張して

いるので、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、「詳細は別紙講義資料のとおり」と記載されているが、復命書の概要欄に研修内容が記載されており、添付資料は日程表である等、復命書の記載内容と添付資料が一致していない復命書が3件、「詳細は別紙資料のとおり」と記載されているが、復命書の概要欄に研修内容が記載されており、別紙が添付されていない復命書が1件あることが認められた。

これに対し、実施機関は、以前に使用した同種の研修会等の復命書を利用し、本件行政文書を作成したため、実際には添付資料は存在しないが、以前の復命書に記載されていた添付資料についての記載が残されていた旨主張している。

また、実施機関において、該当する文書を探索したが見当たらなかったとのことである。

これらのことから、以前に使用した復命書を利用したため、添付資料について適切な記載が行えていなかったとはいえるが、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在する推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件決定において不開示とした非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名及び印影並びに新規採用職員（以下「本件新規採用職員」という。）の氏名及び印影について、条例第7条第2号に該当すると主張している。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

(1) 非常勤嘱託職員の氏名及び印影について

本件非常勤嘱託職員の氏名及び印影は、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して、職員録に掲載するか否かを個別に判断しているとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の非常勤嘱託職員の氏名を、実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料及びメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件非常勤嘱託職員の氏名が記載されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、非常勤嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用に当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、現に報道等において非常勤嘱託職員の氏名が公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また、メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であつて、司書である一部の非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があつたとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である非常勤嘱託職員の氏名が

実施機関が発出したメールマガジン並びに非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件非常勤嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件非常勤嘱託職員の氏名及び印影は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員の氏名及び印影は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 新規採用職員の氏名及び印影について

本件新規採用職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

本件新規採用職員の氏名及び印影を公にした場合、本件決定において既に開示されている採用年月日及び所属の名称と照合することにより、本件行政文書に記載されている実施機関の職員の採用年月日が明らかとなる。

そうすると、実施機関の職員の採用年月日が同号ただし書に掲げる情報に該当するか否かが問題となる。

そこで、実施機関の職員の採用年月日が公にされているか否かについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、採用年月日は職員録等に掲載しておらず、その他の方法においても公にしていなかったことであった。

この点について、事務局に確認させたところ、実施機関では職員録に職員の所属、氏名及びフリガナを記載した上で一般に販売しているが、職員の採用年月日は職員録に掲載されておらず、その他実施機関において公にする慣行があると認められる事実は確認できなかった。

これらのことから、実施機関において職員の採用年月日を慣行として公にされている又は公にすることが予定されているとは認められず、公にすることを義務付ける法令等の規定もないことから、実施機関の職員の採用年月日が明らかとなる本件新規採用職員の氏名及び印影は同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、新規採用職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年	7月22日		
② 決定	平成30年	8月31日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年	11月23日		
④ 諮問	平成31年	4月18日		
⑤ 経過	令和3年	8月3日	第254回審査会	審議
	令和3年	10月1日	第255回審査会	審議
	令和3年	11月26日	第256回審査会	審議